

別記

第2号様式（第3条関係）

使用済核燃料税の 更正 及び加算金決定通知書
決定

(納税者)
住 所
(所在地)
氏 名 様
(名 称)
新潟県柏崎市使用済核燃料税条例第10条の規定により、下記のとおり更正・決定（年度分）したので通知します。
なお、納付すべき合計額については、 年 月 日までに必ず納付してください。
年 月 日
記 柏崎市長 印

区 分	課税標準 (キログラム)	税率 (円)	税額 (円)
更正・決定額 ①			
既に納付の確定した額 ②			
差引不足税額 (① - ②) ③			
区 分	基礎となる額 (円)	乗ずる率	金額 (円)
過少申告加算金 ④		100	
不申告加算金 ⑤		100	
重加算金 ⑥		100	
計 (④+⑤+⑥) ⑦			
延滞金額 ⑧			
納付すべき合計額 (③+⑦+⑧) ⑨			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日
指 定 納 期 限	年 月 日		
納 付 場 所	(株)北越銀行、(株)第四銀行、(株)大光銀行、柏崎信用金庫、新潟県信用組合、新潟大栄信用組合、新潟県労働金庫、柏崎農業協同組合 (国内の店舗に限る。)、市役所財務部納税課		
備 考	延滞金は、指定期日までの額を算出してあります。 なお、指定期日までに納付されなかった場合は、指定期日の翌日から納付の日までの期間に応じて、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める延滞金額が加算されて徴収されます。		
不服の申立て	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、柏崎市長に対して審査請求することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、柏崎市を被告として（訴訟において柏崎市を代表する者は柏崎市長となります。）、提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		